大分市自治基本条例検討委員会第6回市政運営部会

平成22年4月27日(火)14時から 大分市役所 第2庁舎6階 教育委員室

次 第

- 1.開 会
- 2.議事
- (1)条文案の検討について
- (2) その他(次回開催日程等)

大分市自治基本条例検討委員会 第6回市政運営部会 条例(一例)

<市政運営>

(市政運営の基本)

- ・ 市は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高 い行政運営を行わなければならない。
- ・ 市は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組 織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければな らない。

(総合計画)

- ・ 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
- ・ 市は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。

(行政評価)

- ・ 市は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を 整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立っ た外部評価を可能な限り公開で行うものとする。
- 市は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

(外部監査)

- ・ 市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。
- ・ 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。

(情報公開)

・ 市は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する 市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有 する情報を公開するものとする。

(個人情報の保護)

・ 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(行政手続)

・ 市(執行機関)は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

(条例の制定等の手続)

市は、市政運営に関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。

(法令遵守等)

・ 市は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。

(財政運営)

- ・ 市(執行機関)は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。
- ・ 市(執行機関)は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。

(行政組織の編成)

- ・ 市(執行機関)は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が 可能となるよう組織の編成を行うものとする。
- ・ 市(執行機関)は、組織の横断的な調整を図るものとする。

(市民提案)

- ・ 市は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めな ければならない。
- ・ 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的 に提供するものとする。

(権利保護・苦情対応)

- ・ 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図る ため、必要な措置を講じるものとする。
- ・ 市は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事 実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措 置を講じなければならない。

(政策法務)

- ・ 市(執行機関)は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治 の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。
- ・ 市(執行機関)は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、 条例、規則等の整備を適正に行うものとする。

(危機管理体制の整備等)

・ 市(市長)は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に 当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

(人材の育成)

・ 市は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

<連携・交流>

(他の地方公共団体等との連携・協力)

- ・ 市は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携 を図り、その解決に努めるものとする。
- ・ 市は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。

<多文化共生>

(多文化共生)

・ 市は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人 が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。

<環境・景観>

(自然環境・景観の保全等)

・ 市及び市民は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。

章	条文(案)	条例、規則、要綱等	法律等	実例
	 (市政運営の基本) 市:執行機関(市長をはじめとした執行機関が行うため。) ・市は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 ・市は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。 	信頼し合うパートナーとして、お互いの特性や 社会的役割を尊重し、対等かつ自由な立場で、 共に考え、共に行動すること」	ものとする。 第二条 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増 進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなけ ればならない。 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるととも に、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなけれ ばならない。 第百三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共 団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則そ の他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責 任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。	
市政運営	(総合計画) 市:市長(市長が策定するため。) ・ 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 ・ 市は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。	〈大分市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例〉 (計画の議決) 第2条 市長は、基本計画(法第2条第4項に規定する基本構想 を実現するための基本的な計画で、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。)を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。 〈大分市市民意見公募手続実施要綱〉 (対象事案) 第3条 実施機関は、次に掲げる事案(以下「対象事案」という。)の決定を行う場合は、市民意見公募手続を実施するものとする。 (1) 市の基本構想、総合計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画の策定又は重要な改定	〈地方自治法〉 第二条 市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。	・大分市総合計画
	(行政評価) 市:執行機関(議会を対象とするかどうか。) ・ 市は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。 ・ 市は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。		〈地方自治法〉 第二条 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。	・市民満足度調査 ・市報による公表 ・ホームページ
	(外部監査) 市:執行機関(議会を対象とするかどうか。) ・ 市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。 ・ 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。	< 大分市外部監査契約に基づく監査に関する条例 > (個別外部監査契約に基づく監査) 第3条 本市の住民であって法第75条第1項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。	〈地方自治法〉 第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。 (包括外部監査契約の締結) 第二百五十二条の三十六 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。	

章	条文(案)	条例、規則、要綱等	法律等	実例
	(情報公開)	< 大分市情報公開条例 >	< 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 >	
	市:執行機関(議会基本条例に同様の規定あり。)	(目的)	(地方公共団体の情報公開)	
	・ 市は、市政に関して市民に説明する責任を果	第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権	第二十六条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有す	
	たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼	利を尊重し、公文書の公開を求める市民の権利及び公開に関す	る情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努	
	を深めるため、別に条例で定めるところにより、	る必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の	めなければならない。	
	市が保有する情報を公開するものとする。	公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うさ		
		れるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深		
		め、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。		
	(個人情報の保護)	< 大分市個人情報保護条例 >	<個人情報の保護に関する法律>	
	市:執行機関(議会を対象とするかどうか。)	(目的)	(地方公共団体の責務)	
	・ 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正	第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し基本的事項	第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団	
	な運営に資するため、別に条例で定めるところ	を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正等を求	体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために	
	により、市が保有する個人情報を適正に取り扱	める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運	必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。	
	うものとする。	営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。		
	(行政手続)	<大分市行政手続条例>	<行政手続法>	
	市:執行機関	(目的等)	(地方公共団体の措置)	
	・ 市(執行機関)は、行政運営における公正の	第1条 この条例は、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、処分、	第四十六条 地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章ま	
	確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定	行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定める	での規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命	
	めるところにより、処分、行政指導その他の行	ことによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上	令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にの	
	政手続に関して共通する事項を明らかにするも	の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らか	っとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要	
	のとする。	であることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の	な措置を講ずるよう努めなければならない。	
		保護に資することを目的とする。		
	(条例の制定等の手続)	< 大分市市民意見公募手続実施要綱>	<行政手続法>	
	市:執行機関及び議会(議会基本条例に同様の	(対象事案)	(意見公募手続)	
市政運営	規定あり。)	第3条 実施機関は、次に掲げる事案(以下「対象事案」という。)	第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当	
山政連品	・ 市は、市政運営に関する重要な条例を制定し、	の決定を行う場合は、市民意見公募手続を実施するものとす	該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下	
	又は改廃しようとするときは、市民の参画を図	る 。	同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含	
	り、又は市民の意見を反映させるように努めな	(1)	む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提	
	ければならない。	(2) 市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容と	出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。	
		する条例(公の施設の管理、地方税の賦課徴収並びに分担金、		
		使用料及び金銭の徴収に関するものを除く。) の制定又は改		
		廃に係る案の策定		
	(法令遵守等)	<大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例>	<地方自治法>	
	市:執行機関及び議会(議会を対象とするかど		第二条	
	うか。)	第1条 この条例は、職員の法令遵守の推進及び倫理の保持を図	地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。	
	・ 市は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに		なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務	
	公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例		を処理してはならない。	
	で定めるところにより、必要な体制を整備する			
	ものとする。	(職員の基本的な心構え)		
		第3条 職員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないこ		
		とを深く自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の		
		利益の増進を目指して職務を執行しなければならない。		
		2 職員は、職務の執行に当たっては、全力を挙げてこれに専念		
		するとともに、事務処理に際しては、効率的な運営により最大		
		の効果を挙げるよう、常に心掛けなければならない。		
		3 職員は、常に法令を遵守するとともに、自らの行動が公務の		
		信用に影響を及ぼすことを深く認識し、市民から信頼される職		
		員であるよう、公務員としての資質の向上及び倫理の高揚に努		
		めなければならない。		

章	条文(案)	条例、規則、要綱等	法律等	実例
	(財政運営)	<大分市財政状況の公表に関する条例>	<地方自治法>	
	市:執行機関	第 1 条 地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定による事項(以下	(財政状況の公表等)	
	・ 市(執行機関)は、中期的な財政見通しのも	「財政状況」という。)の公表については、この条例の定める	第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところに	
	とに予算を編成するなど、計画的で健全な財政	ところによる。	より、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び	
	運営に努めなければならない。		一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなけれ	
	· 市(執行機関)は、毎年度の予算及び決算そ		ばならない。	
	の他市の財政状況に関する情報を市民に公表し			
	なければならない。			
	(行政組織の編成)	<大分市事務分掌条例>		
	市:執行機関	、ベカルチャック (設置)	第二条	
		(
	動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組		に、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなけれ	
	織の編成を行うものとする。		ばならない。	
	・市(執行機関)は、組織の横断的な調整を図		第百三十八条の三 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公	
	るものとする。		共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有	
			する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。	
			第百五十八条	
			普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当	
			該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なもの	
			となるよう十分配慮しなければならない。	
	(市民提案)	<大分市市民政策提言募集要項>		・景観法第十一条(住民
	市:執行機関及び議会(議会基本条例に規定	。		等による提案)
	があるが、その関係をどう整理するか。)	< 大分市市民意見公募手続実施要綱 > 		・都市計画法第二十一
市政運営	・ 市は、市民の意見、提言等を市政に反映させ	(目的)		条の二(都市計画の
山政建昌	るための制度の拡充に努めなければならない。	第1条 この要綱は、本市が行う市民意見公募手続の実施に関し		決定等の提案)
	・ 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階に	必要な事項を定めることにより、市民への説明責任を果たすと		
	おける情報を、市民に積極的に提供するものと	ともに、市民の市政への参画を促進し、公正で開かれた市政の		
	する。	推進に資することを目的とする。		
	(権利保護・苦情対応)		<地方自治法>	<ホワイトボックス>
	市:執行機関(議会基本条例に同様の規定があ		第十条	<大分市職員等の公益
	るが、執行機関と捉えてよいのでは。)		住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体	
	・市は、行政運営における市民の権利利益を擁		の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務	,
	護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置		を負う。	の調査)
	を講じるものとする。			
	・市は、市政運営に関する意見、要望、苦情等			
	があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、			
	必要があると認めるときは、その改善のための 適切な措置を講じなければならない。			
	(政策法務)		<地方自治法 >	
	(以來 <i>/本物)</i> 市:執行機関		〜 地方自治法 /	
	・		ポーボ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、	
	解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、		かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈	
	解析にヨたうでは、地方自治の本首に基づさ、 自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければ		し、及び運用するようにしなければならない。	
	日上的がう過止な解析を行うよう男のなければなったらない。		し、 次 () 注 () す ど ら ノ に () な () 1 () () は () な () () ()	
	すっぱい。 · 市(執行機関)は、市政の課題に対応した自			
	主的な政策を実行するため、条例、規則等の整			
	備を適正に行うものとする。			
	1111			
			I	

章	条文 (案)	条例、規則、要綱等	法律等	実例
市政運営	(危機管理体制の整備等) 市:市長 ・ 市(市長)は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。	・大分市防災会議条例	〈災害対策基本法〉 (市町村の責務) 第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第八条第二項において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。	< 大分市市民協働基本
	市:執行機関(主に執行機関が行うべきもの。) ・ 市は、市民と協働し、自治及びコミュニティ 活動の発展を支える人材の育成に努めるものと する。			指針 > ・いろいろな協働のあ り方 (市民グループと 行政)
連携・交流	(他の地方公共団体等との連携・協力) 市:執行機関及び議会(議会も一体となって取り組んでいくべき。) ・ 市は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。 ・ 市は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。		<地方自治法> (協議会の設置) 第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。 (機関等の共同設置) 第二百五十二条の七 (事務の委託) 第二百五十二条の十四	審査会
多文化共生	(多文化共生) 市:執行機関及び議会(議会も一体となって取り組んでいくべき。) ・ 市は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。			・オースチン市(姉妹 都市) ・武漢市(友好都市) ・アベイロ市(姉妹都 市) ・広州市(交流促進都 市)
環境・景観	(自然環境・景観の保全等) 市:市長(個別の政策のため。) ・ 市及び市民は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。	〈大分市環境基本条例〉 (目的) 第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を 定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするととも に、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め ることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ 計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文 化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 〈大分市景観条例〉 (目的) 第1条 この条例は、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、 市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法の 規定に基づく景観計画の策定その他の景観に関する施策の実 施について必要な事項を定めることにより、本市の良好な景観 の保全、これと調和した美しく風格のあるまちづくりの推進及 び潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって市民生活の 向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的 社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	

公益通報	(公益通報)	〈大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例〉 (不利益な取扱いの禁止) 第24条 市長等及び職員は、公益通報者、不当要求行為に係る報告書を 提出した職員又は調査協力者に対し、公益通報を行い、若しくは不当要 求行為に係る報告書を提出し、又は調査に協力したことを理由として不 利益な取扱いをしてはならない。 〈大分市職員等の公益通報に関する規程〉 (目的) 第1条 この規程は、職員等からの公益通報を適正かつ円滑に処理するた めの基本的事項を定めることにより、公益通報者を保護するとともに、 本市の法令遵守体制の充実を図り、もって市政運営の透明性の向上及び 公正の確保に資することを目的とする。	 〈公益通報者保護法〉 (解雇の無効) 第三条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に掲げる事業者が行った解雇は、無効とする。 (不利益取扱いの禁止) 第五条 第三条に規定するもののほか、第二条第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
------	--------	--	---